

答申第21号

令和元年7月30日

綾瀬市長 殿

綾瀬市情報公開審査会

会長 永山茂樹



行政情報一部公開決定に対する審査請求について（答申）

平成31年4月1日付けで諮詢された平成29年度以降に1,000万円以上の税の滞納がある者の徴収及び差押解除に係る文書の一部公開の件（諮詢第24号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成29年度以降に1,000万円以上の税の滞納がある者の徴収及び差押解除に係る文書について、一部公開とした決定は妥当である。

2 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨について

審査請求の趣旨は、綾瀬市長が平成31年2月12日付で、平成29年度以降に1,000万円以上の税の滞納がある者の徴収及び差押解除に係る文書について、綾瀬市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号に該当するとして、特定の個人が識別される情報又は個人の権利利益を害するおそれのある情報について非公開とし、その他の部分を公開とした一部公開決定に関する処分に対して、差押解除決議書兼差押解除通知決議書の解除理由部分について公開を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由及び意見について

審査請求人の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

ア 実施機関が、「滞納者の住所、氏名、差押解除財産等の情報が記載されており、これらは個人に関する情報であって、公開することにより、特定の個人が識別される情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報である。」としている部分のうち住所、氏名、差押解除財産の非公開については、異議を唱えていない。

イ 「特定の個人が識別されるものとまではいえないが、特定の個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと思むことが想定されるもの」として、プライバシーに関する情報は保護されるべきと無理にこじついている。

ウ 解除理由部分は行政が条例に基づいて税務を執行しているかを市民が監視できるわずかな情報であるが、これを個人の権利利益を害するおそれがある情報と恣意的に判断し、非公開とすることはあってはならない。仮にプライバシーに関する情報を内包していたとしても、開示請求者には個人を特定できる手段が皆無である。

エ 解除理由が公開されたとしても、個人が特定されるものではないため、条例

第3条に基づき個人のプライバシーに最大限の配慮がされたとしても、非公開とすべきものに該当しない。実施機関は、情報公開を請求する市民の権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、運用すべきである。

オ 非公開とすべき明確な根拠がある訳ではなく、恣意的な判断によって市民の知る権利が損なわれるという重大な問題が存在していると考えるため、非公開決定の取消しを願いたい。

3 実施機関（総務部収納課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件行政情報には、平成29年度以降に1,000万円以上の税の滞納がある者の徴収及び差押解除に係る内容が記載されている。
- (2) 本件行政情報のうち差押解除決議書兼差押解除通知決議書は、差押えをした滞納者に対し、差押えの解除を決定した旨を通知するための文書であり、滞納者の住所、氏名、差押解除財産等の情報が記載されている。
- (3) 本件行政情報に記載されている滞納者の住所、氏名、差押解除財産等については、公開することにより、特定の個人が識別される情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報である。
- (4) 審査請求人は、解除理由については、条例第7条第1号には該当しないとして「非公開とすべきものではない」と主張しているが、特定の個人が識別されるとまではいえないものの、特定の個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人には知られたくないと思むことが想定されるものについては、本号の個人の権利利益を害するおそれがある情報として保護されるべきである。
- (5) 条例第3条の規定で、市民の権利を十分尊重しながらも、その運用においては、個人のプライバシーが侵害されることのないように最大限配慮すべきことを実施機関の責務として定めている。

4 審査会の判断理由

当審査会は、本件行政情報並びに審査請求人及び実施機関の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件行政情報について

平成29年度以降に1,000万円以上の税の滞納がある者の徴収及び差押解除に係る内容が記載された行政情報であり、具体的には以下の文書から構成されている。

ア 滞納者の住所、氏名、滞納金額、差押財産等を記載した差押決議書兼差押通知決議書

イ 滞納者の住所、氏名、差押解除財産、解除理由等を記載した差押解除決議書兼差押解除通知決議書

(2) 本件処分について

ア 本件行政情報のうち滞納者の住所、氏名、滞納金額、差押財産等は特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第1号に該当する。

イ 解除理由については、審査請求人は「個人が特定されるものではなく、非公開とすべきものに該当しない」と主張しているが、解除理由から特定の個人を識別することはできないものの、他の情報と照合したときに、個人が特定できる可能性が高く、特定の個人を識別することができるものと認められる。

ウ 条例第7条第1号では、住所、氏名が含まれている情報はもとより、それらが含まれていない情報であっても特定の個人が推定できるものは、非公開の情報となるため、解除理由についても、当該規定に該当する。

エ 特定の個人のプライバシーに関する情報という点においては、人格と密接に関わるものをプライバシーとしているため、税に関する情報を全て人格と関わると解釈して非公開とするのは難しいが、1,000万円以上の滞納者に限定した請求であり、個人が識別され得ることから、条例第7条第1号に該当する個人に関する情報である。

以上により、本件で公開を求める情報については、条例第7条第1号に該当するため、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
平成31年4月 1日	○諮詢

令和 元年6月11日
(第1回審査会)

○審議

綾瀬市情報公開審査会委員名簿

氏 名	備 考
鈴木 隆徳	
鈴木 真理子	
永山 茂樹	会長
西木 昌子	
牧浦 義孝	会長職務代理者